

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社が企業活動を通じて継続的に収益をあげ、企業価値を高めていくためには、その活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス(企業統治)の体制の整備は不可欠であると考えております。

当社は、当社をとりまくあらゆるステークホルダーの立場を尊重し、円滑な関係を構築していくことが、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的であると考え、そのために重要情報の適時適切な開示をとおして、企業内容の公正性・透明性確保に努めています。特に、すべてのステークホルダーの権利・利益を守り、ステークホルダー間の平等性を確保するために、社内体制・環境の整備を図ることは、コーポレート・ガバナンスの重要な要素であると考えております。

なお、経営環境が急速に変化する中、経営に関する意思決定の合理性とスピードを更に高めるとともに、取締役会における審議の一層の充実と監督機能の強化を目的として、2021年6月25日開催の第119回定時株主総会の決議により、取締役会における重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役に委任できる「監査等委員会設置会社」に移行しました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、長期取引を前提に取引先企業の株式を保有することは、安定的な関係構築の有効な手段であり、中長期的な企業価値の向上につながるものと考えています。なお、保有の合理性を検証するため、年に一回、取締役会において、個別銘柄ごとに、保有に伴う便益が資本コストに見合っているかなどの定量的な評価と保有意義といった定性的な評価の両面で検証を行い、保有目的が失われたと判断されたものにつきましては、速やかに縮減を行って参ります。

議決権の行使におきましては、個別取引関係を有する株主としては、会社提案議案につきましてはその趣旨や会社の意向を尊重しつつも、もし対話や議案精査の過程で投資先企業の企業価値を毀損するリスクがあると判断された場合は、議案の取り下げや見直しを要請するほか、議決権行使の棄権なども含めた、議案ごとの対応が求められると考えております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役の会社との取引および会社の取締役との利益が相反する取引につきましては、取締役会規則の定めた手続に基づき適切に監督されております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金基金は、積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用機関に対するモニタリングなども含めた運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用コンサルタントと連繋し、企業年金の運用に携わる人材の専門性を高めるほか、企業年金連合会主催の研修や投資機関各社の実施するセミナーへの参加、代議員会での勉強会の実施などにより、必要な専門能力や知見を補完しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画)

当社は会社の目指すところといたしまして、企業理念と行動指針を制定し、経営戦略、経営計画につきましては、「中期経営計画2024」を策定し、それぞれ当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

企業理念、行動指針 <https://www.isuzu.co.jp/company/aboutus/vision.html>

中期経営計画 <https://www.isuzu.co.jp/investor/plan.html>

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1.1. 基本的な考え方」の冒頭に記載しておりますので、ご参照ください。

(経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続)

当社の取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された範囲内で決定しております。役員報酬の詳細は、本報告書の「2.1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(経営陣幹部の選解任・役員候補者の指名の方針と手続)

取締役候補者には、経営に関する深い知識や経験を有し、当社の事業や自動車産業についての十分な知識と、それらの知識と経験に基づいて適切に判断し、適切な発言ができる、高い見識・力量を備える人物を社内から指名し取締役会で審議します。同時に、社外からも企業経営などに関する豊富な経験・幅広い見識を有し、当社が定める独立性基準を満たし、外部視点から積極的に提言できる人材を取締役に複数選任することで、取締役会の審議と意思決定における多様性の向上、チェック・助言などの監督機能の強化を図っております。

監査等委員である取締役候補者は、財務・会計または法務等の専門分野や企業経営に関わる知識と経験を有し、外部視点から積極的に提言できる人材とし、また、専門分野等について偏りがなく、一定の多様性が確保された構成となるよう、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会にお

いて審議します。

執行役員は、各部門の十分な知見と、リーダーシップ、全社最適視点、ステークホルダー目線を備える人物であることに加え、部門ごとの規模、業務領域等を考慮し適正なバランスとなることを考慮します。

また、経営陣幹部の選解任ならびに取締役候補者の指名にあたっては、手続の客觀性と透明性をより一層高めるため、取締役社長および独立社外取締役3名で構成する指名・報酬委員会を設置し、その答申を得ることとしています。

なお、取締役社長の職務に関し、業務上の違法行為、故意・過失による重大な損害その他業務継続が困難と認められる事由等が認められる場合には、解職の要否について、指名・報酬委員会の提言を踏まえ、取締役会に議案を上程します。

(個々の選解任・指名についての説明)

役員候補者については、個々の選任理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.isuzu.co.jp/investor/soukai/index.html>

[補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務] (経営陣に対する委任の範囲)

当社取締役会は、経営の基本方針、経営戦略等の重要な業務執行に関する事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行います。また、迅速・機動的な意思決定を可能とするため、定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の相当部分を取締役に委任しており、これらの事項については、経営会議規則および決裁基準規則に基づいて決定しております。

さらに、経営会議の下部組織として「予算専門委員会」「設備投資専門委員会」「商品開発専門委員会」等の各委員会を設置し、それぞれの専門分野における審議を効率的に行う体制をとし、決裁基準規則に基づいてこれら下部審議体で決定しております。

[原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

本報告書の「2.1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

上記原則3-1(経営陣幹部の選解任・役員候補者の指名の方針と手続)に記載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4 - 11 - 2 取締役の社外役員兼任状況]

当社取締役の他の上場会社を含む重要な兼任の状況につきましては、「定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.isuzu.co.jp/investor/soukai/index.html>

[補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性の分析・評価]

当社は、取締役会の機能向上を図るため、毎年、取締役会の実効性について、分析・評価を実施しております。2020年度(2021年3月期)の分析・評価の概要は以下のとおりです。

1. 2020年度の分析・評価のプロセス

取締役および監査役を対象とした、アンケートおよび第三者機関によるインタビューを実施し、分析を行いました。また、分析結果について、2021年4月の取締役会において報告し、その評価と今後の取り組みを確認しました。

2. 評価結果の概要

当社の取締役会は、持続的な成長と企業価値向上にあたり、監督機能を強化し、執行と監督の分離を図ることの必要性を共有し、更なる実効性向上に向けて取り組むべき課題はあるものの、その改善に向け着実な取り組みがなされていると評価しました。

(2019年度に認識した課題の改善状況)

2019年度(2020年3月期)の評価で識別した課題であった「取締役会で議論すべきテーマの更なる明確化」について、2020年度は取締役会の付議基準の見直しと経営会議への権限の一部委譲を行いました。また、中期経営計画等の策定にあたり複数回の審議を図るなどのプロセスの見直しやグループCxO(分野別最高責任者)による業務執行報告の充実等、取締役会の審議の充実に取り組みました。

(2020年度の評価結果の概要)

2020年度の評価では、経営環境の変化や経営課題にスピード感をもって対応するため、執行と監督のそれぞれが果たすべき役割を明確にし、取締役会は経営の前提条件となる中長期戦略にかかる議論を深め、社内取締役は経営目標の更なる醸成に努めることや運営面の工夫が必要であることを確認しました。また、取締役会の規模・構成について、中長期の目標で深度のある議論のために、更なる多様性の確保が必要であることを確認しました。

3. 今後の取り組み

当社の取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に一層貢献するため、次の事項に取り組むこととします。

(1) 経営スピードの向上に向け、執行と監督の更なる分離を図るため、取締役会と経営会議の役割を明確化し、取締役会における中長期戦略、経営課題の議論を深化させるとともに、社内外の役員が相互に期待される役割にかかる理解を深めるため、コミュニケーションの強化に取り組みます。

(2) 取締役会の議論を充実させるため、議論に用いる資料の質・量の改善を図るとともに、審議時間の確保等の環境の整備に取り組みます。

(3) 戦略や経営環境を踏まえた実効的な監督体制を整えるため、取締役会の期待役割を踏まえ、必要となる知識・経験・能力および多様性(ジェンダー・国際性・職歴・年齢等)の検討を行うとともに取締役会の規模・構成の定期的な検証を行っていきます。

2021年6月25日開催の第119回定時株主総会をもって、当社の独立社外取締役の比率は、3分の1以上に向上しました。

[補充原則4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニングの方針]

取締役に対しては就任時に社内で法令遵守に関する啓発機会を設けておりますほか、社外取締役の就任に際しましては、当社の事業への理解を深めるため、国内外の主要拠点の見学も含めた社内各部門によるオリエンテーションプログラムを実施しております。また、監査等委員である取締役は日本監査役協会が開催する講習会等に適宜参加し、必要な知識・情報の習得に努めることとしております。当社は今後も取締役がその責務役割をより適切に果たすことができるよう、必要十分なサポートをしてまいります。

[原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取り組みといったしましては、企画・財務部門統括の役員が対話全般について統括し、広報・外部を事務局として対話を促進する体制を整備するほか、必要に応じて他部門とも連携してまいります。また個別面談以外の対話手段の充実についても検討してまいりますとともに、対話の内容は適宜経営陣幹部にフィードバックし、内容に応じて取締役会でも報告することいたします。さらに、今後株主との対話の増加が見込まれる中、いわゆるインサイダー情報や有価証券上場規程で適時開示が求められる会社情報が公表前に伝達されることのないよう十分注意するとともに、四半期決算を含む各決算期日前に設けるサイレント期間の徹底など、情報管理の一層の強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	63,633,040	8.62
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	60,151,800	8.15
伊藤忠自動車投資合同会社	52,938,100	7.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	37,719,100	5.11
株式会社みずほ銀行	15,965,705	2.16
全国共済農業協同組合連合会	12,650,000	1.71
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	12,591,702	1.71
JP MORGAN CHASE BANK 385632	12,336,550	1.67
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	11,366,210	1.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	9,830,271	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

「大株主の状況」に関する注記
上記「大株主の状況」は2021年3月31日時点のものを記載しており、割合(%)の数値は自己名義株式(39,001,520株)を除いた発行済株式総数に占める割合を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の連結子会社のうち株式会社IJTT(以下、IJTT)は、東京証券取引所第二部に上場しております。
IJTTは安定的な製品供給を通じて、当社の事業に大きく貢献する一方、公開会社として独自に研究開発、販路開拓、資金調達に工夫や取組みを続けており、その結果が、当社グループの経営に厚みを増すことに繋がり、もってグループ全体の企業価値の向上に寄与していると考えております。
また、当社とIJTTの間の取引は、他の仕入先と同内容の公正な購買取引を目的とした購買基本契約に基づき行われており、グループ企業であることに関連したその他特別な契約は締結しておりません。ガバナンス面においても、IJTTの監督機能強化と多様性確保の取組みには絶えず注意を払い、一方でIJTTの意思決定における独立性を尊重することで、一般株主の皆様との利益相反が生じない様に十分配慮しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	18名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
柴田 光義	他の会社の出身者										
中山こずゑ	他の会社の出身者										
進藤 哲彦	他の会社の出身者										
河村 寛治	学者										
桜木 君枝	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

柴田 光義			<p>柴田光義氏が長年勤めている古河電気工業(株)(以下当該取引先といふ)と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績およびキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも重要性は認められません。また当該取引先等から見ても特段重要性は認められないと考えられます。</p>	<p>上場企業の経営者としての豊富な経験・幅広い見識に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から意見をいただくこと、また独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>
中山こずゑ			<p>前述「会社との関係(1)」の表に記載すべき適合項目はありません。</p>	<p>自動車産業に関する豊富な知識および企業経営者としての豊富な経験・幅広い見識に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から意見をいただくこと、また独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>
進藤 哲彦			<p>進藤哲彦氏が長年勤めていた株式会社日本政策投資銀行(以下当該取引先といふ)と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績およびキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社にとって重要性は認められません。また、当該取引先にとっても特段重要性は認められないと考えられます。</p>	<p>金融・財務面に関する豊富な知識と職務経験ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当該知見および職務経験を活かして客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに取締役会および監査等委員会において適時適切な発言を頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>
河村 寛治			<p>前述「会社との関係(1)」の表に記載すべき適合項目はありません。</p> <p>河村寛治氏が長年勤めていた伊藤忠商事株式会社と当社の間では一定規模の取引関係や資本関係が認められるものの、同社を退職して相当程度の時日が経過しており、また退職後は一貫して研究・教育の分野で活動を続けているところから、同社との間に重要な関係ではなく、独立性は十分確保されていると考えられます。</p>	<p>企業法務に関する豊富な知識と職務経験を有しており、当該知見および職務経験を活かして客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに取締役会および監査等委員会において適時適切な発言を頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>
桜木 君枝			<p>前述「会社との関係(1)」の表に記載すべき適合項目はありません。</p>	<p>企業倫理・コンプライアンスに関する豊富な知識と職務経験を有しており、当該知見および職務経験を活かして客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに取締役会および監査等委員会において適時適切な発言を頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	3	2	3 社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会をサポートするため、監査等委員の職務執行を補助する組織として、スタッフ3名で構成される監査等委員会直属の監査等委員会グループを設置しています。監査等委員会補助使用人規則を制定し、同グループの独立性とスタッフへの指示の実効性を確保しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と監査部は定期的に会合を行い、それぞれの監査結果・指摘事項等の情報を共有し意見交換を実施してまいります。また、監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を行い、必要に応じ、監査部長が同席し、必要な情報交換および相互連携に努めてまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社では企業統治に関する任意の機関として、役員候補者の指名や経営陣幹部などの選定、役員報酬の決定などに係る取締役会の機能の独立性・透明性・客觀性を強化するため、「指名・報酬委員会」を任意に設置しております。

指名・報酬委員会は議長である取締役社長 片山正則と社外取締役3名(柴田光義、中山こずゑおよび進藤哲彦)の4名で構成され、取締役会のもとで、諮詢を受けた議案について審議し答申を行います。

2020年度(2021年3月期)は、9回開催し、指名・報酬委員会で審議した指名案・報酬案を取締役会へ答申し、また、取締役会社長の解職の要否について議論を始める契機となる基準や取締役社長の後継者計画とその育成に関する事項についても議論いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、「社外取締役の独立性判断基準」を以下のとおり定めており、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

<社外取締役の独立性判断基準>

当社の社外取締役の独立性を判断する基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しており、当社の主要な取引先の業務執行者や当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者のほか、当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律家等は、原則として独立性のないものと判断いたします。

なお、このうち「主要な」取引先とは当社との取引高が取引先または当社のいずれかの前連結会計年度における連結売上高の2%以上となる取引先であり、また「多額」の基準は年間1千万円以上であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当該内容については、「[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

[更新](#)

事業報告および有価証券報告書において、役員の区分ごとにそれぞれの報酬等の総額および対象となる役員の員数を開示しております。
なお、報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。

(定時株主総会招集ご通知 <https://www.isuzu.co.jp/investor/soukai/index.html>)

(有価証券報告書 <https://www.isuzu.co.jp/investor/yuuka/index.html>)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

[更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 報酬制度の基本方針

当社は取締役および執行役員の報酬に関する基本方針を、以下のとおり定めております。

1. 当社の持続的成長と企業価値の向上に資するものであり、株主との価値共有を図るものであること
2. 経済環境や市場動向、他社水準を考慮の上、優秀な人材を確保・維持するのに必要かつ適切な報酬水準であること
3. 会社および各人の業績を反映の上、職責・役位に応じた報酬金額であること
4. 報酬の決定プロセスが客観性・公平性・透明性の高いものであること
5. 役員報酬制度と支給水準は、中期経営計画の更新に合わせ、経済環境、他社の水準や制度、当社での制度の運用状況等を踏まえ、定期的に見直しを検討すること

ロ. 報酬構成および報酬の決定に関する方針等

1. 報酬構成の概要

当社は、2021年6月25日開催の第119回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行しました。移行後の当社の役員の報酬の構成は以下のとおりです。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、基本報酬、単年度の連結業績の目標達成度合に連動した賞与および持続的な企業価値向上を目指して掲げた経営指標の中期経営計画期間における達成度合に連動した業績連動型株式報酬制度に基づく報酬(以下「株式報酬」という)により構成しております。株式報酬の一部は、普通株式等の非金銭的報酬に該当します。当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、8名(うち社外取締役2名)です。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されます。当社の監査等委員である取締役の員数は5名(うち社外取締役3名)です。
- ・上記に関わらず、社外取締役の報酬は、社外取締役の役割と独立性の観点から基本報酬のみから構成されます。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

報酬制度の基本方針に基づき、短期的な業績目標達成および中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能し、報酬決定プロセスの透明性および客觀性を担保する報酬制度を構築すべく、指名・報酬委員会で審議の上、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

・基本報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、役位と個人業績の評価に応じ、個人別の支給額を決定しています。個人業績の評価は取締役会から取締役社長に委任されており、取締役社長は前事業年度の個人業績に基づき評価を行い、指名・報酬委員会へ諮問の上、毎年6月に個人別の支給額を最終決定し、これを12分した金額を月例報酬として支給しております。但し、社外取締役については個人業績の評価反映は行わないものとしてあります。賞与は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、役位別基準額に会社業績を反映した上で個人別の支給額を算定し、指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会で審議の上、毎年5月に決定しており、毎年7月に支給しております。

・なお、2021年6月25日開催の第119回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する基本報酬および賞与を含む年額の報酬額は、取締役の員数、経済環境、市場動向、他社水準等も考慮し、基本報酬および賞与を含め年額1,100百万円以内(うち社外取締役 分年額110百万円以内とし、社外取締役はその役割および独立性の観点から賞与の支給対象外とする。)としています。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給とは含みません。

・株式報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、役位別基準額に中期経営計画の目標値等に基づく会社業績等を反映した上で個人別の支給額を算定し、指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会で審議の上決定しており、中期経営計画が終了した翌事業年度に支給しております。賞与及び株式報酬の個人別の支給額の決定方法は、下記「ホ.」に記載のとおり基準額の決定後は、係数等によって自動的に算定され、会社業績によってのみ左右されることから裁量の範囲はありません。

・なお、監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定し、これを12分した金額を月例報酬として支給することとしており、2021年6月25日開催の第119回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬

額は、取締役の員数、経済環境、市場動向、他社水準等も考慮して、年額200百万円以内としています。

八. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針の内容

当社の役員報酬制度における業績連動報酬としては、上述のとおり、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に支給される賞与(短期業績と連動)および中長期業績と連動する株式報酬(中期経営計画の目標達成度と連動)がありますが、基本報酬、賞与および株式報酬の構成割合は、業績目標の100%達成時において、1.00:0.50:0.50(会長および社長)、1.00:0.40:0.30(会長および社長以外)としています。

二. 報酬等の決定の委任

2021年3月12日開催の取締役会にて取締役社長の片山正則に取締役の個人別の基本報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしています。権限の内容は、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の個人業績の評価およびこれを踏まえた基本報酬の個人別の報酬額の決定としてあります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、プロセスも含め担当事業の評価を適正に行うには、当社の最高経営責任者である取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会への諮問・答申の手続を設け、ここで取締役社長が説明責任を果たしており、役員報酬の客観性・公正性を確保しております。

ホ. 業績連動報酬に係る指標とその選択理由および当該業績連動報酬の額の決定方法等

1. 賞与

業績連動報酬に係る指標としては、まず賞与は連結営業利益の目標達成度合に連動することとしており、この連結営業利益の単年度実績と目標との比較において達成度をあらわす業績連動係数を0~200%の間で定め、これに賞与の役位別基準額である基本報酬および前述の構成割合を乗じて賞与の決定を行っています。

連結営業利益を指標に選択した理由としましては、これが当社グループの中期経営計画に掲げた目標と整合しており、その実現に向けて事業年度ごとに着実に成果を積み上げるための重要な規模指標と考えるためです。

2. 株式報酬

当社は、2016年6月29日開催の第114回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)および執行役員を対象とした業績連動型株式報酬について当社が拠出する金額の上限を原則3事業年度ごとに1,820百万円(制度の対象となる執行役員分も含む)とすることが決議され、その範囲内で支給額を決定していましたが、2021年6月25日開催の第119回定時株主総会における監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止し、新たに取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)および執行役員(以下「取締役等」という)に対する業績連動型株式報酬とすることが決議されました。

本制度は、主として監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、従来の業績連動型株式報酬と実質的に同一であります。取締役等の員数、経済環境、市場動向、他社水準等も考慮し、当社が拠出する金員の上限を中期経営計画の対象となる事業年度(原則3事業年度、以下「対象期間」という)ごとに3,500百万円としています。

株式報酬制度の対象となるのは、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)6名に加えて、執行役員(取締役である執行役員を除く)30名を加えた、計36名です。

株式報酬の額は、対象期間における、連結売上高、連結営業利益、および連結自己資本当期利益率(ROE)等の目標値に対する達成度を35%:35%:30%で加重平均し、株主価値の成長度等(1)に係る係数を乗じて0~225.6%の間の業績連動係数を算定します。これに基本報酬のもととなる役位別基準額および前述の構成割合のほか、前提株価2を用いて付与するポイントを決定しています。

各評価指標は当社が公表した中期経営計画(2022年3月期から2024年3月期)で掲げた目標値であり、それぞれ計画の進捗を示す重要な指標であることから、これを選定しています。

1 対象期間における当社株主総利回り(Total Shareholder Return)とTOPIX(配当込み)の成長率との比較結果に基づき評価します。
株主総利回りはキャピタルレゲインと配当を合わせた株主にとっての総合投資利回りです。

2 対象期間の開始日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値(小数点以下の端数は切捨て)

本制度は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期の経営目標の達成および企業価値の向上に対する取締役等の意識をより一層高めることを目的としており、本制度の導入は妥当であると考えています。当社が拠出する金員の上限については、経済環境や市場動向、他社水準等と比較して妥当であるとともに、優秀な人材を確保・維持するに必要かつ適切な水準であり、妥当であると考えています。また、指名・報酬委員会からもその旨の答申を受けています。

なお、当事業年度の連結営業利益の目標は、業績予想の公表値500億円であるのに対し実績は957億円でした。また中期経営計画(2019年3月期から2021年3月期)の目標は連結売上高2兆3,000億円(2021年3月期)、連結営業利益率9.0%(3ヵ年平均)、および連結自己資本当期利益率12%(3ヵ年平均)を掲げていますところ、当事業年度の実績はそれぞれ連結売上高1兆9,082億円、連結営業利益率6.7%、および連結自己資本当期利益率8.2%でした。2022年3月期の連結営業利益の目標は、業績予想の公表値1,700億円であり、中期経営計画(2022年3月期から2024年3月期)の目標は連結売上高2兆7,500億円(2024年3月期)、連結営業利益2,500億円(2024年3月期)、および連結自己資本当期利益率12.5%(2024年3月期)です。

ヘ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が、決定方針や個人業績の評価プロセス、および業績に基づき算定された報酬額について客観的かつ多角的な検証を行っており、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

ト. 報酬等の決定における取締役会および指名・報酬委員会の活動方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は、取締役会に委嘱されています。当事業年度の役員報酬決定における取締役会の活動としては、取締役の基本報酬支給については、2020年6月29日開催の臨時取締役会にて、賞与支給については2021年5月25日開催の取締役会にて、それぞれ決議されています。また、2021年5月25日開催の取締役会では株式報酬の支給額について報告されています。

独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の決定方針や手続に関する事項、報酬額および個人業績の評価プロセス等について審議し、指名・報酬委員会として決議の上、その内容を取締役会に答申します。取締役会における報酬に関する議案は、いずれもその数日前に開催された指名・報酬委員会で審議し答申された内容を踏まえて上程されています。当事業年度において、指名・報酬委員会で審議し取締役会で決議等した主な事項は、以下のとおりです。なお、当事業年度に指名・報酬委員会は9回開催しております。

・基本報酬の個人別支給額

- ・報酬水準、報酬構成の妥当性の検証
- ・賞与の支給額(2021年7月支給予定)
- ・株式報酬の支給額(2021年7月支給予定)
- ・2021年度以降の報酬制度の改定

【社外取締役のサポート体制】更新

当社は、取締役会において社外取締役が積極的に意見を述べ、審議が充実するよう、取締役会の議案について事前説明を実施するとともに、経営の監督に必要な情報を提供できるよう、資料の充実に継続的に取り組んでおります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営環境が急速に変化する中、経営に関する意思決定の合理性とスピードを更に高めるとともに、取締役会における審議の一層の充実と監督機能の強化を目的として、2021年6月25日開催の第119回定期株主総会の決議により「監査等委員会設置会社」に移行しました。

当社は、法定の会議体として取締役会および監査等委員会を設置し、これを用いて主要な業務執行の決議、監督ならびに監査を行ってまいります。法定の会議体に加えて、重要方針・施策の審議、経営管理、その他業務執行全般を行うための「経営会議」、監督や業務執行の意思決定に資するための各種諮問機関や会議体を設置しております。

<取締役会>

取締役会は、株主からの負託・信任に応え、企業価値を継続的に高めるため、経営に関わる重要な意思決定および監督を行います。原則毎月定期取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、必要な事項を審議・決定してまいります。

現在の取締役会は、片山正則、高橋信一、南真介、瀬戸貢一、池本哲也、藤森 俊、柴田光義、中山こずゑ、藤森正之、宮崎健司、進藤哲彦、河村寛治および桜木君枝の取締役13名で構成されます。議長は取締役社長である片山正則であり、取締役13名のうち5名(柴田光義、中山こずゑ、進藤哲彦、河村寛治および桜木君枝)は独立性の高い社外取締役であります。

<監査等委員会>

監査等委員会は、監査等委員会で定めた監査計画に従い、取締役会の意思決定および取締役の業務執行の監査・監督を行ってまいります。

現在の監査等委員会は、藤森正之、宮崎健司、進藤哲彦、河村寛治および桜木君枝の監査等委員である取締役5名で構成されます。委員長は常勤監査等委員である取締役の進藤哲彦であり、構成員5名のうち3名(進藤哲彦、河村寛治および桜木君枝)は独立性の高い社外取締役であります。

なお、構成員5名は全員選定監査等委員であります。

<指名・報酬委員会>

当社では上記の法定機関以外に、企業統治に関する任意の機関として、役員候補者の指名や経営陣幹部などの選定、役員報酬の決定などに係る取締役会の機能の独立性・透明性・客觀性を強化するため、「指名・報酬委員会」を任意に設置しております。

当社の指名・報酬委員会は議長である取締役社長 片山正則と社外取締役3名(柴田光義、中山こずゑおよび進藤哲彦)の4名で構成され、取締役会のもとで、諮問を受けた内容について審議し答申を行います。

<執行役員制度および経営会議>

当社では監督と業務執行の分離により、監督機関である取締役会の審議の充実、取締役会からの適切な権限委譲を通じた迅速な意思決定・執行体制を図っております。当社では、迅速な意思決定・執行体制および担当分野における業務執行責任者として、執行役員・執行担当を設置しております。

また、取締役社長 片山正則および各部門統括、グループCxO(分野別最高責任者)ならびに執行役員等で構成される経営会議を設置しております。議長は取締役社長である片山正則であり、取締役会からの権限委譲の範囲内で経営・業務執行に関する事項を決議・審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

企業が、企業をとりまくあらゆるステークホルダーからの負託・信任に応えて企業価値を向上させていくためには、経営者は、自らの立場や自社の利害、特定のステークホルダーの利害に偏ることなく、企業とすべてのステークホルダー共同の利益の拡大と、各ステークホルダー間の利害の調整に努めていかねばなりません。

こうした企業と経営者がすべてのステークホルダーからの信任を確保していく上でふさわしいと考えられる企業統治体制として、また、経営に関する意思決定の合理性とスピードを更に高めるとともに、取締役会における審議の一層の充実と監督機能の強化を実現するため、当社では、取締役会における重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役に委任できる「監査等委員会設置会社」を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知につきましては、原則として開催日の約3週間前に発送しております。また、東京証券取引所のサイトや自社のホームページには、原則として開催日の約4週間前に電子ファイルを掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	投資家の利便性向上の観点から、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	プラットフォームには立ち上げ初年度より参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	全ページ英訳したものを上記プラットフォームや取引所のサイトに提供するほか、当社のホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの「投資家の皆様へ」の頁に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に、代表取締役または担当役員による決算説明会を電話会議方式で開催しております。その他、証券アナリスト、機関投資家と電話、Webによる個別説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	会社主催の説明会は実施しておりませんが、海外機関投資家と電話、Webによる個別説明会を実施しております。また、担当役員が証券会社主催のカンファレンスに年に4回参加しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「投資家の皆様へ」のページを設置し、投資家向け情報として社長メッセージ、決算短信、株主総会の招集通知、アニュアルレポート等の各種財務報告書のほか、先述の決算説明会で使用した資料に加え、説明動画、質疑応答の日本語版、英語版を公開しております。その他「プレスリリース」のページを設置し、各種リリース資料を掲載し、都度更新しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は企画・財務部門の経営企画部です。IR担当役員は、同部門の統括役員となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの皆様との信頼関係を築きながら、企業の社会的責任を果たし、企業理念の実現を図ることを目的として、「CSRの取り組み方針」(元「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」から再定義)を定め、開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、2020年3月に策定いたしました「いすゞ環境長期ビジョン2050」の実現に向け、環境保全に関わる事項の審議・決定を行う「地球環境委員会」を設置し、取り組みを進めて参りました。さらに、人権保護活動などESG活動を含めた取り組みにすべく、2021年4月に取締役副社長を首座とした「サステナビリティ委員会」に体制を見直しました。この傘下に環境4部会と社会性部会を設置し、環境と社会性の課題解決に取り組んで参ります。環境保全、CSR活動の具体的な取組み内容は、当社ホームページに掲載しております。 (https://www.isuzu.co.jp/company/csr/report/index.html)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次のとおりとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付ける。なお、当社における「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。
- ・「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。
- ・社外の有識者を委員として招聘した「コンプライアンス委員会」から、コンプライアンスの推進や体制整備についての客観的な助言・監督・評価を得て、法務部がコンプライアンスに係る事項を管理・推進し、各部門の代表者が出席する「コンプライアンス推進会議」を通じてその活動を全社に展開する。また、監査部が監査を行うことにより、コンプライアンスに係る内部監査機能を確保する。
- ・取締役会の業務執行監督機能の客觀性・中立性・透明性を高めるため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ・反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断し、不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・法令および「取締役会規則」その他の社内規則に従い、取締役会議事録その他の取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、法令および「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報管理統括責任者が、これを適切に管理する。
- ・情報管理および情報セキュリティ管理については、各部門によるセキュリティ対策実施状況をグループCISO(情報セキュリティ責任役員)および各部門代表者からなる「情報セキュリティ統括会議」が評価し、必要に応じグループCRMO(リスクマネジメント責任役員)と連携することによって適切な情報管理体制を敷き、その状況について適宜取締役会に報告することにより、情報管理を徹底する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」に従い、3線防御体制に基づき、各部門統括がリスクオーナーとして業務執行を通じグループ企業を含む当該部門リスク対応を行い、グループCRMOが各部門のリスク対応を管理し、監査部が部門・グループCRMOから独立した形でリスク管理体制や仕組みの合理性を判断する。
- ・グループCRMOは、「リスク管理確認会議」を定期的に主催し、リスク対策の進捗状況、顕在化したリスクを把握し、対策やリスク認識の不断の見直しを行う。そのリスク管理状況については、取締役会にて定期的に把握・評価し、また、危機に際しては、グループCRMOが責任者となり、その対応(体制を含む。)を決定・実施し、取締役会に報告することにより、リスク管理を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・会社法第399条の13第6項および定款第25条の規定により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任する。取締役会からの委任を受けた取締役は、「決裁基準規則」およびその他の規則に従い、重要な業務執行を決定する。
- ・取締役会は、取締役による業務執行の決定の指針となる中期経営計画等の経営の基本方針を策定するとともに、取締役がそれに沿った決定をしているかモニタリングする。
- ・取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員およびグループCxO(分野別最高責任者)を任命する。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社および当社グループが社会からその存在価値を認められ、信頼を得るために、「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を策定し、当社グループの全役員・従業員が上記「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を踏まえた行動をとるよう適切に対応する。
- ・当社グループ各社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請するとともに適切なリスク管理体制の整備やリスク対応を要請する。
- ・「グループ企業管理規程」および「グループ企業管理細則」を制定し、当社グループの業務の適正を確保する体制の強化に対応する。
- ・当社経営幹部による、当社グループ各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。
- ・金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷く。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- ・監査等委員会からの要請に従い、当社の社内組織として「監査等委員会グループ」を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用者を配属する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用者の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性および当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用者の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性および当該使用者に対する指示の実効性を確保するために、当該使用者を監査等委員会の指揮命令下に置くとともに、その人事異動、人事考課および賞罰について監査等委員会の事前同意を得る。

(8) 当社およびその子会社の取締役および使用者等が監査等委員会に報告をするための体制

- ・監査等委員会に対し、当社および当社グループ各社の取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員その他これらに相当する者ならびに従業員が、適宜、当社および当社グループ各社の業務執行の状況および経営状況その他監査等委員会と協議して定める事項を報告するとともに、監査等委員会の求めに応じて、隨時、必要かつ十分な情報を監査等委員会に開示し、または報告する体制を敷く。
- ・当社の監査等委員会および当社グループ各社の監査役が相互に連携して当社グループ全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的に開催する連絡会に対し、適宜協力をを行う。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・前項に基づき監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ各社の役員・従業員に周知徹底する。

(10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査部のレポートライン(報告経路)について、取締役社長へのレポートラインに加え、監査等委員会にも直接のレポートラインを確保する。
- ・監査部長および指揮命令系統において監査部長の上位に属する役職者の人事異動について監査等委員会の事前同意を得る。
- ・監査等委員である取締役が経営会議へ出席する機会を確保する。
- ・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査等委員会と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査等委員会から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努める。

なお、当社は、2021年6月25日開催の第119回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。移行前の内部統制システムの体制および運用状況の概要につきましては、当社ホームページに掲載の「第119回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」をご参照ください。

<https://www.isuzu.co.jp/investor/soukai/index.html>

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の一員として、反社会的勢力および団体とは断固として対決します。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

倫理規定・行動規範等の整備状況

当社は、前掲の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を含めた「CSRの取り組み方針」ならびにこれを踏まえた「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底しております。また、会社の業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針にも一切の関係遮断と毅然と対応する旨を明記しております。

その他社内体制の整備状況

- ・対応統括部署を総務人事部とし、不当要求防止責任者1名を設置しております。
- ・反社会的勢力の不当要求に備え、平素より外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集に努めています。
- ・具体的には、地元警察との間で年2回の研修会を行い、特殊暴力の状況、対応策についての情報・指導を受けるなど、不当要求に対する排除・防止対策を推進しております。また弁護士とも顧問契約を結び、不当要求に対しての法律的な指導を受けております。
- ・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加して、特殊暴力に関する研修会、意見交換会、講演会を通じて不当要求の排除と防止対策を検討しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、1949年5月に東京証券取引所に上場以来、各法令の遵守ならびに適時適切な会社情報の開示に努めております。

金融商品取引法で規定されている重要事実等が生成された時には、当該重要事実等の公表の時期・方法・内容等を、当該重要事実等の生成された時又はその後遅滞なく、有価証券上場規程をはじめ東京証券取引所の制度・規則および金商法令に従い、決しております。

特に適時開示に該当する情報につきましては、重要事実等に該当しないものも含め、TDnetを通じて正確・公平かつ迅速な情報開示に努めますとともに、決算情報等につきましては投資家の理解を深めていただくために、当社ホームページにてこれを補足する情報の積極的な提供に努めています。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 情報の集約

適時開示に該当する可能性のある情報が生じた場合、社内各部は広報・渉外部広報グループに報告いたします。また子会社に係る情報につきましても社内担当部署を経由し、広報・渉外部広報グループに報告いたします。

(2) 取締役会への付議と情報開示

会社の重要な意思決定は、当該案件を所管する部署または起案部署が社内の下部審議体での審議および取締役会等での承認を経て、このうち 重要性の高いものについては広報・渉外部広報グループに送致され、即日に開示いたします。また発生事実は、その重要性に応じて社内のレポートラインで把握される都度、事案発生現場と所管部署で検討の上、広報・渉外部広報グループを経由して速やかに適切な情報を開示いたします。

(3) その他

適時開示情報以外にも、不明瞭な報道などにつきましては、関係部署等と事実確認のうえ速やかに会社としてのコメントを公表いたします。

コーポレート・ガバナンス体制図

